

地域福祉活動推進事業実施要綱

(目的)

第1条 誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域の力を集め、活動していく拠点づくりを行い、地域住民同士の関わりを強化し、一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまちをつくることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、桐生市社会福祉協議会（以下「本会」という。）本会各支部及び、町会又は自治会とする。

(対象事業)

第3条 対象事業は、次の各号の事業とする。

- (1) サロン活動 地域住民が交流を目的として集まる場所とする。高齢者サロンは、高齢者の交流、介護予防や健康の維持向上、引きこもりや孤独死の予防を目指す活動とする。
- (2) 自主防災活動 防災意識の普及や防災訓練等を通じて、住民が互いに協力し合える地域づくりを目指す活動とする。
- (3) 介護予防活動 要介護状態にならないための知識や技術を学ぶことで、心身の衰えの予防や介護者の負担軽減を目指す活動とする。
- (4) 世代間交流活動 世代を超えた交流を図り、地域で生活する様々な人に対する理解とつながりを深めることを目指す活動とする。

(対象外事業)

第4条 次の各号の事業は、助成対象としない。

- (1) 旅行を目的とした事業
- (2) 町会の祭りなど、他団体主催の行事に参加するのみの事業
- (3) 特定の団体のみを対象とした事業

(対象者)

第5条 対象者は活動地域に在住する者とする。

(助成金額)

第6条 第3条第1号の助成金額は、実施回数に応じて次の各号の金額を超えない額とする。

- (1) 月1回未満 30,000円
 - (2) 月1回以上 50,000円
 - (3) 週1回以上 80,000円
- 2 前項第2号のうち、10月以降に立ち上げる場合は、30,000円を超えない額とする。
 - 3 前項第3号のうち、10月以降に立ち上げる場合は、40,000円を超えない額とする。
 - 4 第3条第2号から第4号の助成金額は、10,000円を超えない額とする。

(助成対象経費)

第7条 助成対象経費は、事業を直接実施するために必要な経費とし、消耗品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料等とする。なお食糧費は、対象者が参加する場合に限り、助成対象経費とする。

(助成対象外経費)

第8条 次の各号の経費は、助成対象経費としない。

- (1) 会議での食事代
- (2) 事業運営者の報酬
- (3) 食糧費のうち酒類

(申請)

第9条 申請は、地域福祉活動事業申請書を本会会長（以下「会長」という。）へ提出する。ただし、この事業は群馬県共同募金会の配分を受けて実施しているため、配布物や会場等に「この事業は、赤い羽根共同募金の配分を受けて実施しています。」と表示する方法を記載する。

(助成金額の決定及び交付)

第10条 会長は、申請内容を審査し助成の可否及び助成金額を決定し、申請者あてに通知する。

(実績報告書)

第11条 事業終了後1ヶ月以内に地域福祉活動事業実施報告書を会長に提出する。

(その他)

第12条 この要綱に定めたものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。平成29年度に限り、従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第3条の規定は平成30年4月1日から適用する。